

◎新潟県教育委員会告示第7号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）県立学校 県立の<u>中学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。 （2）～（23） （略）	（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）県立学校 県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。 （2）～（23） （略）